

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇告 示 土地改良区の役員就退任（農村整備課）
開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇公 告 林業改良指導員資格試験の合格者（造林課）
- ◇雑 報 一時保護を加えた児童の所持していたもの（児童家庭課）

告 示

鳥取県告示第七百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり下市駅南土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	柏尾 正志	西伯郡中山町高橋二七八
"	赤川 理一	殿河内三九九
"	福本 富雄	上市四五
"	坂根 一雄	下市四三
"	谷野 是清	岡五九〇
"	田中 宣久	中尾六九五
"	高見 忠昭	塩津五
"	渡辺 幸成	下甲四三四
"	福留 喜好	住吉四二八
"	山名 良三	" 五一七
"	島津 昭翁	退休寺一六八
"	大谷 千人也	中尾八八〇
監事	野間 護	西伯郡中山町殿河内四三〇
"	高橋 清巳	上市九八四
平成三年三月三十一日退任		
就任した役員の氏名及び住所		
理事	福留 一	西伯郡中山町高橋一四六
"	赤川 理一	殿河内三九九

福本富雄	上市四五
坂根一雄	下市四三
谷野是清	岡五九〇
田中宣久	中尾六九五
高見忠昭	塩津五
渡辺幸成	下甲四三四
片桐忠秋	住吉一二五
岡崎恭介	〃三八八十六
津村信重	退休寺二二三
柏尾正志	高橋二七八
野間護	西伯郡中山町殿河内四三〇
高橋清巳	上市九八四

平成三年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年五月十五日 鳥取県指令受米土維第五十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市高松町字月見浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市昭和町三

株式会社日本海通商

代表取締役 柴田嘉和

鳥取県告示第七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年二月二十五日 鳥取県指令受倉土維第一〇一一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡赤碕町大字笹津字東清川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区桃谷三丁目一四一二六

三栄観光株式会社

代表取締役 池田敬子

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年十一月五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成三年十一月七日(木) 午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 平成三年度教育表彰について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めため、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成三年十一月五日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	DREAM-Z	奥村遊機株式会社
〃	デジタルキングI	株式会社三共
〃	スーパークワンDI	株式会社大同

公 告

平成 3 年 10 月 18 日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成 3 年 11 月 5 日

鳥取県知事 西 尾 四 次

土 堂 勝 明	藤 井 優	谷 岡 晃 和
西 福 信 介	藤 井 謙 治	梶 恒 一郎
福 田 崇 子	龍 新 免 哲 則	谷 藤 前 野 洋 一
浦 田 悦 雄	谷 新 免 哲 則	金 野 洋 一
原 昭 則	谷 新 免 哲 則	美 代 子

報 雑

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものです。

この金品について返還請求権を有する者は、平成 3 年 11 月 5 日から 6 箇月以内に当所に申し出てください。

平成 3 年 11 月 5 日

鳥取県米子児童相談所長 枝 谷 満 司 郎

金品の名称	種類	数量	児童が金品を所持するに至った経緯等
現金	1,000円札 500円硬貨 100円硬貨 10円硬貨	35枚 1枚 2枚 2枚	平成 3 年 8 月 22 日頃から 8 月 25 日頃までの間、米子市内及び西伯郡内において、車上狙い、侵入盗等により所有者不詳の現金を窃取し、一部を消費して左記に掲げる現金を所持していたものである。